

相模湖地区防災計画

1	相模湖地区防災計画のねらい	1
2	用語の説明	3
3	相模湖地区における災害	7
	相模湖地区ではどんな災害の危険があるの？	
	地震	
	土砂災害	
	大雪	
4	日頃からの災害への備え ~災害による被害を軽減するためには~	10
	(1) 自分の命は自分で守る「自助」の取組み	
	家族防災会議を開催しましょう！	
	家具の転倒防止対策を実施しましょう！	
	非常持ち出し品を準備しましょう！	
	(2) 自分たちのまちは自分たちで守る「共助」の取組み	
	災害危険の把握	
	防災訓練の実施	
	防災資機材の点検・管理	
	災害時要援護者への支援	
	孤立対策	
	各種団体との連携	
	継続的に相模湖地区の防災力を向上させる取組み	
	地区防災計画の見直し	
5	災害時にどう動くか！	12
	災害時の行動手順を確認しましょう（フロー図）	
	地震編	
	土砂災害編	
	集会所等（風水害時臨時避難場所）の開設方法	

6 災害に強い地区づくり

15

- 1 基本方針
- 2 相模湖地区連合自主防災隊の編成と役割
 - (1) 組織編成と連絡系統(イメージ)
 - (2) 役割

7 地区災害対策本部活動

18

- 1 地区災害対策本部の設置
- 2 本部の活動
- 3 本部の廃止
- 4 情報の収集・伝達

1 相模湖地区防災計画のねらい

災害は、人々の生命や財産を一瞬にして奪い去っていきます。

災害による犠牲者を出さないためには、災害に備えて日頃からやっておくべきことや地域で発生する災害などを知っておくことが重要です。

この計画では、

「相模湖地区から災害による犠牲者を出さない」

ために、私たち相模湖地区の住民がとるべき対策を検討し、
まとめました。

まずは、あなたの家の防災診断をしてみましょう！

次のページへ

わが家の防災診断(地震編)

~まずは、わが家の状況をチェックしよう~

診断その1

自宅は耐震化されていますか？

いいえ

地震の揺れで家が倒壊する危険性があります。
【対策】可能な限り、自宅の耐震化を図るなどの対策が必要です。

はい



診断その2

家具が倒れないように固定をしていますか？

いいえ

地震の揺れで家具が転倒し、下敷きになる危険性があります。
【対策】家具の転倒防止器具などで大きな家具を固定する必要があります。

はい



診断その3

避難する場所を把握していますか？

いいえ

自主防災組織等ごとに一時避難場所や避難所が決められています。
【対策】避難場所を確認しましょう。

はい



診断その4

災害が発生したときの家族との連絡方法を決めていますか？

【災害時に電話はつながりません！】

いいえ

災害時に家族との連絡が取れないと非常に不安になります。
【対策】NTTの「災害用伝言ダイヤル」や携帯電話各社の「災害用伝言板」の使い方を家族と確認しましょう。

はい



診断その5

水や食料を備蓄していますか？

いいえ

大規模な地震が発生すると救援物資が届くまでに3日程度を要すると言われています。
【対策】最低3日以上分の食料を各自が用意しておく必要があります。

はい



あなたの診断結果は「良好」！災害時には地域の人を助ける側になります。
ご自身の取組みを相模湖地区の皆さんにも伝えましょう！
また、自主防災組織などの活動に積極的に参加しましょう！

2 用語の説明

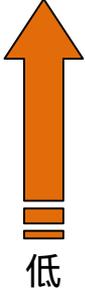
自助・共助・公助



種別	意味
自助	自らの身は自らで守ること。 救助される側でなく、救助する側になることができます。
共助	自分たちのまちは自分たちで守ること。 隣近所や自治会、自主防災組織で、救助活動などを行います。
公助	消防、警察、自衛隊や市役所などの公的な対応のこと。

大雨に関する情報



気象情報	内容	災害の危険度
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の大雨が予想されるときに気象庁が発表する情報です。	高  低
土砂災害警戒情報	大雨による土砂災害発生危険度が高まったときに横浜地方気象台と神奈川県が共同で発表する情報です。	
大雨警報	大雨による重大な災害が起こるおそれがあるときに横浜地方気象台が発表する情報です。	
大雨注意報	大雨による災害が起こるおそれがあるときに横浜地方気象台が発表する情報です。	

土砂災害に関する用語



用語	意味
土砂災害	がけ崩れ、土石流、地すべりの総称です。
土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	土砂災害のおそれがある区域で神奈川県が指定します。
土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)	土砂災害警戒区域のうち、建物が破壊され、住民に大きな被害が生じるおそれがある区域で神奈川県が指定します。
土砂災害ハザードマップ	土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域を地図上に表示したもので、日ごろから土砂災害のおそれのある場所や避難場所などを確認し、災害時の避難行動に役立てていただくことを目的として、警戒区域等の指定が済んでいる地域において作成します。

避難に関する情報



発令の種類	避難の行動	緊急度
避難指示	非常に危険な状態なので、避難をしていない方は、大至急避難してください。風水害時に避難場所に避難することが困難な場合には、鉄筋コンクリート等の堅固な建物の2階以上の斜面から離れた部屋に避難するなど、生命を守るための行動をしてください。	<p>高</p> <p>低</p>
避難勧告	避難対象地域の方は、あらかじめ決めておいた避難場所への避難行動を開始してください。	
避難準備情報	発令対象地域の方で「避難に時間がかかる方」や「避難に際して介助が必要な方」は、家族や近所の方と協力して避難行動を開始してください。 それ以外の方は、家族との連絡や非常時持出し品の確認など避難行動の準備をしてください。	

施設の名称

【地震のとき】

名称	内 容	避難の流れ
いっつき 一時避難場所	地震発生後、災害の推移を見守るため、地域住民が一時的に避難する場所です。 (空地、公園、学校等を各自主防災組織等が指定)	
広域避難場所	地震に伴う火災が発生し延焼拡大した場合、その地域内の住民が煙やふく射熱におかされることなく生命、身体の安全を確保できる広い場所です。 〔内郷小学校・内郷グラウンド、北相中学校〕	
避難所	災害により家屋が倒壊・焼失したときなどに避難生活をする場所です。 〔桂北小学校、千木良小学校、内郷小学校〕	
福祉避難所	避難所での生活に特別な配慮を必要とする人を一時的に受け入れる施設です。 (発災3日後を目途に、運営体制が整った施設から順次開設します。)	

【土砂災害などのとき】

名称	内 容	避難の流れ
風水害時 臨時避難場所	大雨による土砂災害などから一時的に逃れるために避難する場所です。 場合によっては、避難所が避難場所となります。	
避難所	災害により家屋が倒壊したときなどに避難生活をする場所です。 〔桂北小学校、千木良小学校、内郷小学校〕	

【救護を要するとき】

名称	内 容	
救護所	医師、看護師などが待機して応急手当など簡易な措置をする場所です。 〔桂北小学校〕	

3 相模湖地区における災害

相模湖地区ではどんな災害の危険があるの？

～ 地震 ～



- ・地震はいつどこで起きるか分かりません。
- ・緑区を震源とする地震が発生したとき、相模湖地区で想定される被害は次のとおりです。
「相模原市防災アセスメント調査（平成26年5月）相模原市西部直下地震」より。

相模湖地区では、**最大震度6強**の揺れが想定されています。

犠牲者が**11名**となることが想定されています。

全壊する家が**170棟**となることが想定されています。

【小学校区別の被害予測結果の詳細（相模原市西部直下地震）】

小学校区	建物総数	家の被害		人口 (夜間)	死者	重症者	軽傷者	避難者 (1週間後)
		全壊	半壊					
桂北	1,431	57	248	3,559	4	4	38	283
千木良	1,006	33	161	2,651	2	2	23	194
内郷	2,005	80	308	5,062	5	6	44	424
合計	4,442	170	717	11,272	11	12	105	901

【震度の目安】

震度	揺れと被害
震度4	怖いと感じる。眠っている人は目を覚ます。 吊り下げ物が大きく揺れる。座りの悪い置物が倒れる。
震度5弱	物につかまりたいと感じる。 棚から物が落ちることがある。
震度5強	棚から物が落ちる。 固定していない家具が倒れることがある。
震度6弱	立っているのが難しい。 窓ガラスや壁のタイルが破損、落下する。
震度6強	<u>はわないと移動できない。</u> <u>固定していない家具のほとんどが倒れる。</u>
震度7	耐震性の低い建物が倒壊する。(木造の方が倒壊しやすい。)

～ 土砂災害 ～



- ・ 日頃は、美しい景色である山々も、ひとたび大雨が降ると土砂災害の危険性が潜んでいます。
- ・ 台風などが接近しているときは、情報入手、早めの避難行動を行うことが必要となります。

相模湖地区では、**ほとんどの地域が土砂災害のおそれがある区域**となっています。 「土砂災害防止法に基づく警戒区域等の指定」より大雨が降ると、**道路が通行止め**になります。

大雨が降ると、**道志川の氾濫等**^{はんらん}に警戒の必要があります。

がけ崩れにより道路が寸断されると**集落が孤立**するおそれがあります。

台風などは事前の予測が可能なため、正しい情報を入手し、早めの避難を行うことで被害を防ぐことができます。

【土砂災害の種類と前兆現象】

土砂災害の種類	内 容	前兆現象
がけ崩れ	急な斜面が突然崩れる。	斜面から水がわき出る。 地下水から湧水が濁る。 小石がパラパラ落ちる。 斜面にひび割れができる。 異様なにおいがする。
土石流	沢などに溜まった大量の土砂と水が一気に流れ出す。強い力とスピードで進行方向にあるものをのみ込み、破壊する。	川の水が濁る。 流木が流れてくる。 川の水位が急激に下がる。 山鳴りがする。
地すべり	広範囲の斜面が滑り出す。一度に広範囲で起こるので大きな被害になる。	井戸や沢の水が濁る。 地面にひび割れや陥没ができる。 がけや斜面から水がわき出る。 地鳴りや山鳴りがする。

前兆現象に気が付いた方は、消防署や相模湖まちづくりセンター現地対策班又は連合自主防災組織に連絡します。

～ 大雪 ～



- ・平成 26 年 2 月の大雪では、津久井消防署で 64 センチの積雪を観測しました。津久井地域の中山間部の一部では、積雪が 100 センチを超えました。

積雪により道路が通行できなくなると**集落が孤立**するおそれがあります。

生活道路などを除雪する必要があります。

急な斜面では、**なだれが発生**する危険性があります。

【大雪の対策】

大勢が使用する幹線道路から外れた生活道路は、利用者が除雪する。
家の出口をこまめに除雪する。
屋根からの落雪やなだれに気を付ける。
地域で協力して消火栓回りの除雪をする。
除雪作業は 1 人で行わず、近所の皆さんと行うことを心がける。

4 日頃からの災害への備え～災害による被害を軽減するためには～

(1) 自分の命は自分で守る「自助」の取組み

家族防災会議を開催しましょう！

家族防災会議では、災害に備えて、家族で日頃から次の事項を話し合います。

災害発生時にしなければならないこと（火の始末など）
家族との連絡の方法や集合場所
避難場所や避難経路の確認（ハザードマップの活用）
備蓄品と非常持出し品の用意（粉ミルクや常備薬など）
地域での協力（隣人の安否確認など）



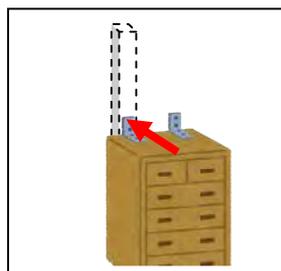
家具の転倒防止対策を実施しましょう！

各個人で行うこと

家具の転倒防止器具を購入し、大きい家具を固定する。
窓ガラスの飛散防止を行う。

【家具の転倒防止のポイント】

- ・必ず強固な柱などに固定しましょう。
- ・石膏ボードなどへの固定では地震の揺れで倒れることがあります。



地域で行うこと

高齢者等、個人で家具の固定などができない方を支援する。

非常持ち出し品を準備しましょう！

各個人で行うこと

非常持ち出し品を準備します。

地域で行うこと

防災訓練時などに各自の非常持ち出し品を確認し合う。

(2) 自分たちのまちは自分たちで守る「共助」の取組み

災害危険の把握

定期的に災害危険箇所を現場確認する。
地図上に危険箇所を落とし、災害危険箇所を把握する。
日頃から災害危険の情報を伝えて行くことも必要。

防災訓練の実施

相模湖地区連合自主防災隊及び単位自主防災組織等による防災訓練の実施。
土砂災害に備えた訓練や夜間の訓練の実施を検討する。
避難所運営協議会と連携した訓練を行う。
消火栓の場所の確認や使い方の訓練を行う。
(自主防災隊及び消防団を中心に)

防災資機材の点検・管理

防災訓練の前に、防災資機材の点検を行う。
防災資機材の使用方法を点検の際に確認する。
防災資機材のリストを作成する。

災害時要援護者への支援

自治会で作成している災害時要援護者リストを活用する。
災害時要援護者の避難体制を早期に構築する。
高齢者・障害者施設等にも避難体制の早期の構築を働きかける。

孤立対策

衛星携帯電話の通信訓練を行う。
孤立対策推進地区の住民は、できるだけ1週間分の備蓄品を確保するよう努める。

各種団体との連携

消防団、小・中学校、事業所、避難所運営協議会、社会福祉協議会等と連携し、防災訓練、災害時の応急活動等の際に連携を図る。
元消防団員、消防・警察・自衛官等のOBの方と協力体制をつくる。

継続的に相模湖地区の防災力を向上させる取組み

防災対策については、過去の経験等を忘れることなく、地域住民が継続して意識しておくことが必要であるため、あらゆる機会を捉えて防災知識の啓発を行うなど地域の防災力を向上させる仕組みを検討する。
例) 新自治会長(防災組織の隊長)への研修、実際に災害が発生した場所を忘れないような仕組み(看板の設置等)、児童・生徒への防災知識の伝承等

地区防災計画の見直し

災害時や訓練時に課題が生じた場合などは、その解決策を検討し、訓練などを通じて繰り返し改善していくことで、地域の防災力を向上させることができます。
相模湖地区では、相模湖地区連合自主防災隊において、必要に応じて計画の見直しを行います。

5 災害時にどう動くか！

～地震編～

地震発生

- ・ 棚から物が落ちてきます。
- ・ 停電することがあります。
- ・ 家がゆがみドアや窓が開かなくなることがあります。

まずは、身の安全を守ります。

- ・ 落下物から身を守る。
- ・ 出口を確保する。
- ・ 火の始末をする。

一時避難場所へ避難して、災害の推移を見守ります。

- ・ 安全の確認ができた場合は、「黄色い小旗」を道路から見えやすい所に掲げる。
- ・ 近隣に声を掛け合って避難する。

隣近所で安否の確認をします。

- ・ 近隣の方の状況を確認する。
- ・ 災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板で自分の安否を登録する。
- ・ 外出している人は災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板で家族の安否を確認する。

助けが必要な人を支援します。

- ・ 火災が発生していれば、初期消火をする。
- ・ 建物に閉じ込められた人を救出する。
- ・ けがをした人を手当する。
- ・ 救出・救護が困難なときは、119番通報します。

(自宅が被害にあったときは、) 避難所に向かいます。

- ・ 自宅が倒壊するなどして、自宅での生活が困難なときは避難所で生活をします。
避難所の運営は、避難所運営マニュアルに基づき、避難所運営協議会が行うので、その活動に協力します。

～ 土砂災害編 ～

天気予報などで台風の接近や大雨が降る予報が出ている。



こまめに気象情報を確認します。

- ・ 事前に避難する場所（親戚・知人宅、集会所等）を確認する。
土砂災害警戒区域内の建物には避難しない。
- ・ テレビ、ラジオ、防災メール（携帯電話）、ホームページ（気象庁）を確認する。



注意報や警報などが発表されたら・・・。

- ・ **大雨・洪水注意報**・・・外の様子に注意
- ・ **大雨・洪水警報**・・・避難の準備、集会所等の開設を検討
- ・ **土砂災害警戒情報**・・・土砂災害警戒区域に住んでいる人は避難を開始（隣近所で声を掛け合って避難する）

- ・ **避難準備情報**・・・避難に時間がかかる方は、避難を開始する。
- ・ **避難勧告**・・・がけや川の近くの方は、避難を開始する。



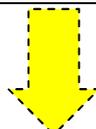
風水害時臨時避難場所へ避難を開始する。

- 【避難が必要な人】
- 自宅が土砂災害警戒区域の中にある方
 - その他、自宅での待機が不安な方



避難することがかえって危険なときは・・・。

- ・ 自宅のがけや川から離れた2階以上の部屋で待機する。



土砂災害が発生

（自宅が被害にあったときは、）避難所に向かいます。

- ・ 自宅が倒壊するなどして、自宅での生活が困難なときは避難所で生活をします。避難所の運営は、避難所運営マニュアルに基づき、避難所運営協議会が行います。

集会所等（風水害時臨時避難場所）の開設方法

土砂災害から身を守るためには、早めの避難が重要です。

避難は、市が開設する公共施設のみではなく、親戚・知人宅をはじめ、集会所・自治会館なども活用するとより効果的です。

集会所・自治会館が避難する場所として適切かどうかを事前に確認しましょう。

【開設する集会所等の条件】

施設が土砂災害警戒区域などの危険な区域の外にある。

自治会により施設の使用が可能である。

地域の住民が避難できるスペースがある。

【集会所等を開設するとき】

市が避難に関する情報（避難準備情報、避難勧告・指示）を発令したとき
大雨警報が発表され、災害が発生するおそれがあるとき
地域住民などから避難したい旨の連絡を受けたとき

【集会所等開設のイメージ】

手順	気象の状況	活動のイメージ	自主防災組織の活動
1	大雨注意報発表	気象情報に注意する	
2	大雨警報発表	通信機器の電源を入れる （情報連絡体制を確立）	
3	土砂災害警戒情報発表	集会所等を開設 （避難者受入れ）	
4	避難準備情報 避難勧告 避難指示	開設した旨を市現地対策 班に電話連絡 随時、避難者の状況を連絡	



左の欄に記載した活動のイメージを参考に
各自主防災組織での活動を記入しましょう。

6 災害に強い地区づくり

1 基本方針

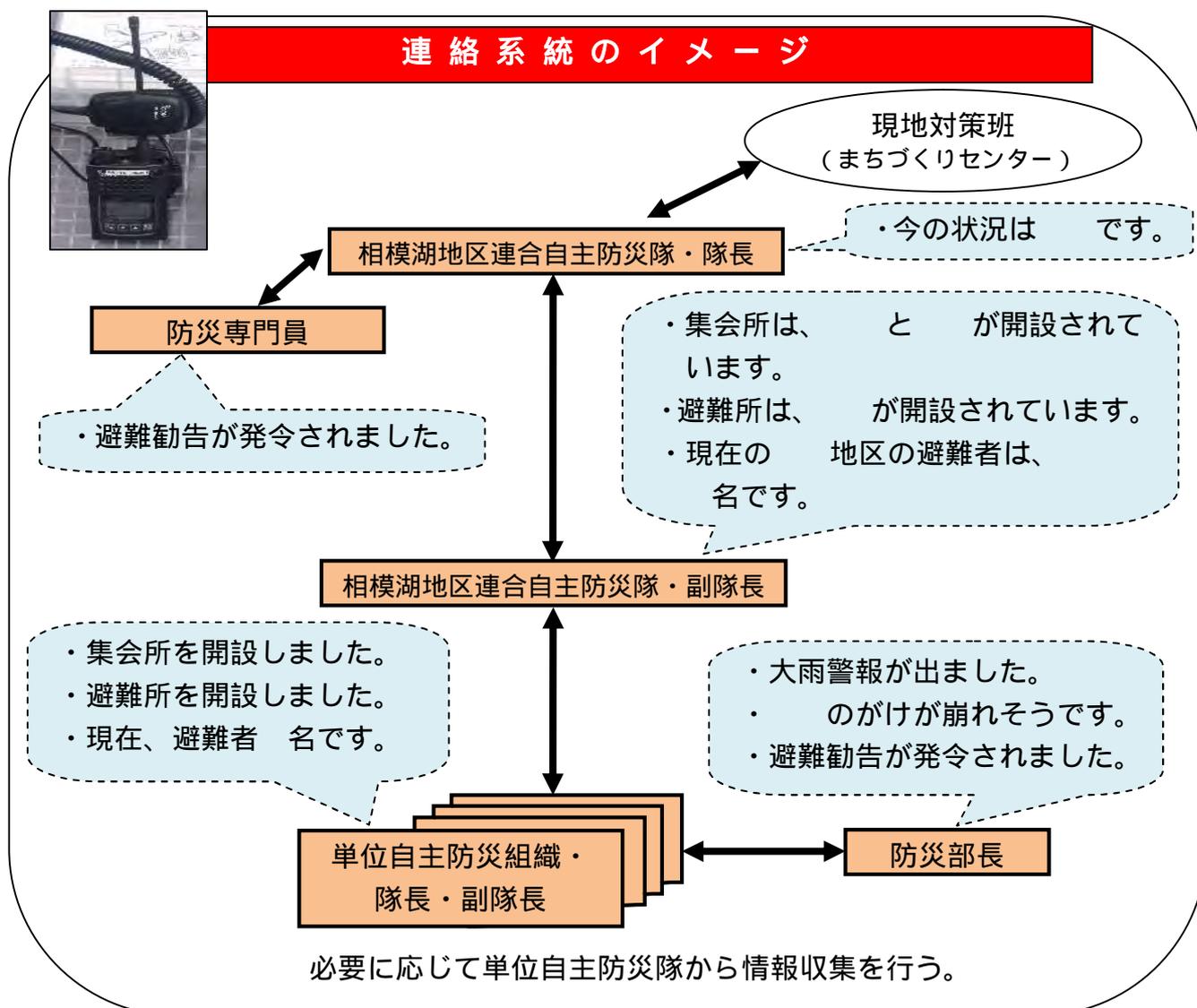
大地震等の災害に備え、地区内の防災組織活動を強化促進するとともに、地区内の単位自主防災組織との連絡協調及び育成を図り、地域の防災行動力の向上と発展を期することにより、地区市民の生命と財産を守る災害に強い地区づくりを推進する。

2 相模湖地区連合自主防災隊の編成と役割

相模湖地区連合自主防災隊は、自治会の自主防災隊（単位自主防災組織）をもって組織され、以下の基本的な編成と役割をもった組織として構成する。

(1) 組織編成と連絡系統（イメージ）

相模湖地区連合自主防災隊		
与瀬・小原地区 単位自主防災組織 (11組織)	千木良地区 単位自主防災組織 (9組織)	内郷地区 単位自主防災組織 (10組織)



(2) 役割

区分	役職	役割等
相模湖地区 連合自主 防災隊	隊長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地対策班（まちづくりセンター）との連絡調整 ・ 避難勧告等の発令状況の伝達 ・ 避難所の開設状況の連絡
	副隊長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区連合自主防災隊長の補佐 ・ 単位自主防災隊長との連絡
	防災専門員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区連合自主防災隊長の補佐 ・ 災害対策に関する地区連合自主防災隊長への助言 ・ 気象情報、防災情報の把握・連絡
	<p>平常時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 隊長、副隊長及び防災専門員は、協力・連携し、情報の収集・伝達訓練、避難誘導訓練などを計画・実施する。また、合わせて、避難所運営協議会が実施する訓練とも連携し、総合的な防災に関わる訓練等の計画・実施を行う。 ・ 市や構成単位自主防災組織との間に立ち、防災関連情報等の連絡や防災訓練等に関する調整などを行う。 <p>災害時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相模湖地区連合自主防災隊役員をもって、相模湖まちづくりセンターに相模湖地区災害対策本部を設置し、市緑区本部相模湖まちづくりセンター現地対策班と各単位自主防災組織との間に立ち、情報のとりまとめ・伝達活動を行う。 ・ 単位自主防災組織や避難所間の連絡・調整をするとともに、被害の大きいところに集中的な対応を行うなど、単位自主防災組織を超えた効果的な災害対応を行う。 	
各単位自主 防災組織	隊長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集会所等の開設 ・ 地区連合自主防災隊・副隊長との連絡
	副隊長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 単位自主防災隊長の補佐 ・ 地域の被害状況把握
	防災部長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 単位自主防災隊長の補佐 ・ 地域の被害状況把握 ・ 気象情報、防災情報の把握・連絡
	各班の役割 次表	

【単位自主防災隊各班の平常時・災害時の役割】

区分	平常時	災害時
情報連絡班	啓発活動、情報伝達訓練及び連絡様式の準備等。	被害情報等を収集し、地区連合自主防災組織を通じて、市の現地対策班に連絡するとともに、正しい情報を住民に伝達する。
初期消火班	消火技術の習得や消火器等の事前点検を行うとともに、地域の事業所が持つ自衛消防隊との連絡体制の構築に努める。	安全を確保しつつ、初期消火活動を行い、火災の拡大を防御する。
救出・救護班	救出方法、応急手当の方法、担架搬送の要領等の技術を習得する。	周囲の人の協力を求め、負傷者等の救出・救護活動を行う。負傷者の応急手当と救護所への搬送。
避難誘導班	避難経路の安全チェック、危険要素のチェックを行う。	全員が安全に避難できるように避難誘導を行う。避難者の安全確保、安全確認を行う。
避難所運営班	避難所運営本部の立ち上げ及び運営方法について訓練を行う。	施設管理者や市職員と協力し、「避難所運営本部」を立ち上げ、避難所の自主的な運営を行う。
給食・給水班	炊き出し方法、給食の配分方法、給水方法を習得する。	給食・給水のルールをつくり、秩序ある給食・給水活動を行う。
要援護者支援班	要援護者の把握、支援方法の確立に努める。	関係団体や地域住民と協力して、要援護者各人の要望を親身になって聞き、要援護者活動に取り組む。

7 地区災害対策本部活動

1 地区災害対策本部の設置

相模原市で「震度5強」以上の地震が観測された場合、または東海地震予知情報及び警戒宣言が発せられた場合、もしくは風水害等により、地区に甚大な災害被害が想定される場合には、相模湖まちづくりセンターに「相模湖地区災害対策本部(以下「本部」という。)」を設置する。

2 本部の活動

本部は、地区内の被害情報等の収集及び災害時要援護者の避難支援を行うとともに、地区の被害状況の報告など、相模湖まちづくりセンター現地対策班との連絡・調整を行う。

また、必要に応じて、単位自主防災組織間相互の支援について調整する。

3 本部の廃止

地震、風水害等による災害発生のおそれなくなった場合、または東海地震予知情報及び警戒宣言が解除された場合、もしくは発生した災害・応急対策が概ね終了したと認められる場合には、相模湖まちづくりセンター現地対策班と調整のうえ、本部を廃止する。

4 情報の収集・伝達

地区の被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な防災・応急措置を行うため、情報の収集・伝達を次により行う。

情報の収集・伝達の方法

テレビ、ラジオ、各種電話、防災行政無線(ひばり放送)、ファックス、インターネット、伝令等による。

情報は、簡潔明瞭が肝心であり、「いつ、どこで、なにが、(だれが)、どうして、どのように」の要領で情報を収集し、伝達する。

相模湖地区防災計画検討協議会 会則

(名称)

第1条 本協議会は相模湖地区防災計画検討協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、相模湖地区防災計画の策定に際し、相模湖地区の防災活動の方向性等について、会議等で検討し、その結果を計画書としてとりまとめ、同地区における隣保共同の精神に基づき自主的な防災活動により、防災・減災の取組を進めることを目的とする。

(構成及び任期)

第3条 本協議会は、相模湖地区連合自主防災隊役員をもって構成する。

2 構成員の任期は、第1回の会議が開催された日から平成28年3月31日までとする。

3 構成員が退任した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 本協議会の会長は隊長、副会長は副隊長とする。

2 会長及び副会長の任期は、構成員の任期によるものとする。

3 会長は、本協議会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長により指名された副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 本協議会の会議は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長が務めるものとする。

3 会議は、構成員の半数以上の出席をもって開催することとする。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に諮り、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(公開)

第6条 会議の議論等において個別の情報等を取り扱うことがあるため、会議は原則非公開とし、会長が必要と認める場合に限り、公開とすることができる。

(事務局)

第7条 本協議会の事務局は、相模原市危機管理局及び緑区役所相模湖まちづくりセンターに置く。

(委任)

第8条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成27年1月15日から施行する。

相模湖地区防災計画検討協議会 構成員

役職名	地区連合自主防災隊役員役職等
会長	隊長
副会長	副隊長
〃	〃
〃	〃
	会計
	監事
	〃
	防災専門員
	〃
	〃

検 討 経 過

会議名称	開催年月	備 考
まちづくり会議	平成27年 2月	検討協議会構成員の選任等
第1回計画検討協議会	平成27年 3月	検討内容等
第2回計画検討協議会	平成27年 5月	検討内容等
第3回計画検討協議会	平成27年 7月	検討内容等
第4回計画検討協議会	平成27年 8月	検討内容等
第5回計画検討協議会	平成27年 9月	検討内容等
第6回計画検討協議会	平成27年10月	検討内容等
まちづくり会議	平成27年12月	相模湖地区防災計画の策定
自治会長会議	平成27年12月	相模湖地区防災計画の説明